

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 20日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒290-8555

住 所 千葉県市原市八幡海岸通6番地

氏 名 古河電気工業株式会社千葉事業所
所長 宮崎 秀彦

電話番号 0436-42-1601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	古河電気工業株式会社 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通 6番地
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

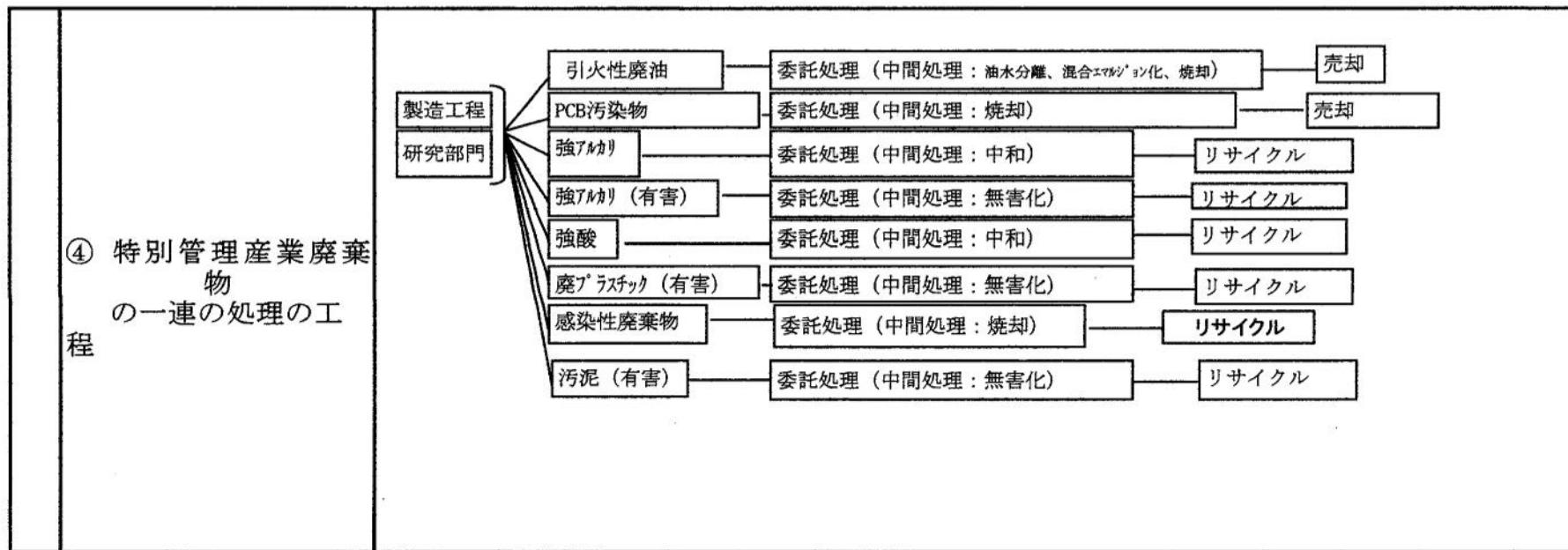
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：非鉄金属製造業
②事業の規模	前年度の製品売上額 383億円
③従業員数	865人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)



(第2面)別紙

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等	強酸	汚泥（有害）	感性性廃棄物
	排出量	2.15t	0.61t	92.67t	0.112t	0.000t	0.017t
(これまでに実施した取組)							
①現状	製造条件の最適化を図り、廃棄物の排出抑制を行った。						
【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等	強酸	汚泥（有害）	感性性廃棄物
	排出量	2.15t	0.61t	83.41t	0.112t	0.000t	0.017t
(今後実施する予定の取組)							
②計画	製造条件の最適化を図り、廃棄物の排出抑制を行う。						

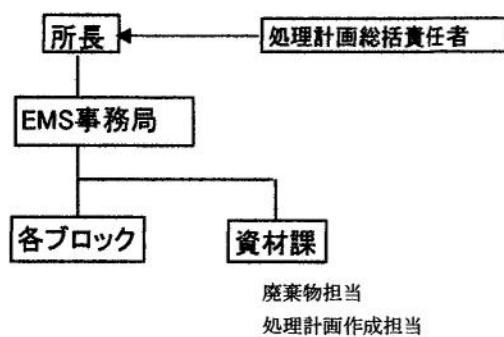
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生段階から、種類ごとに分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生段階から、種類ごとに分別を行う。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
②計画	排出量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
②計画	排出量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

(第3面)別紙

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
(これまでに実施した取組) 別紙の通り			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		

(第4面)別紙

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等	強酸	汚泥（有害）	感性性廃棄物	廃石綿等（飛散性）
	全処理委託量	2.15t	0.61t	92.67t	0.112t	0.000t	0.017t	0.44t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2.15t	0.61t	92.67t	0.112t	0.000t	0.000t	0.00t
	再生利用業者への 処理委託量	1.19t	0.00t	53.49t	0.019t	0.000t	0.000t	0.44t
	認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.97t	0.61t	39.19t	0.093t	0.000t	0.017t	0.00t	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
【前年度（令和4年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物 を除く。)		3.33t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

(第5面)別紙

【目標】							
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	廃PCB等	強酸	汚泥（有害）	感性性廃棄物
	全処理委託量	2.15t	0.61t	83.41t	0.112t	0.000t	0.017t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2.15t	0.61t	83.41t	0.112t	0.000t	0.00t
	再生利用業者への 処理委託量	1.51t	0.00t	48.38t	0.056t	0.000t	0.43t
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.65t	0.61t	35.03t	0.056t	0.000t	0.017t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。